

五泉市農業委員会

令和6年 第3回 定例総会議事録

会議開催 令和6年3月28日(木) 午後3時00分
場 所 五泉市役所 5階 全員協議会室

出席委員(19人)

1番 大湊 弘明	2番 渡辺 清滋
3番 (欠席)	4番 亀山 公子
5番 (欠席)	6番 高橋 喜美子
7番 川村 孝雄	8番 林 毅
9番 権平 孝男	10番 金子 信行
11番 小泉 和吉	12番 長谷川 亘
13番 渡邊 利雄	14番 (欠席)
15番 阿部 伸由	16番 樋口 勝俊
17番 酒井 美奈子	18番 加藤 健一
19番 松尾 タカ子	

欠席委員

3番 今井 聡	5番 大槻 彰吉
14番 羽賀 隆	

関係説明者

局 長 山口 広也	次 長 渡辺 純子
村松事務所長 本間 泰巳	係 長 阿部 隆

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地転用事業変更承認申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について

議案第 5 号 事務局職員の任免について

8. 報告事項

報告第 1 号 五泉市遊休農地対策補助金の結果報告について

局 長 それでは、ご案内の時間となりましたので、令和 6 年第 3 回定例総会を開催いたします。

会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第 4 条により議長として進行をお願い致します。

会 長 ～～あいさつ～～

議 長 ただいまから、令和 6 年 第 3 回総会を開会いたします。

日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19 人中、16 人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

なお、3 番 今井聡 委員、5 番 大槻彰吉 委員、14 番 羽賀隆 委員より欠席の通告がありましたので報告いたします。

議 長 次に、日程の「4 会期の日程について」であります。本日 1 日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

～～「異議無し」の声あり～～

議 長 「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。

次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります。五泉市農業委員会会議規則第 13 条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、ご一任いただけますか。

～～「異議無し」の声あり～～

議 長 それでは、議席番号 13 番 渡邊利雄 委員、15 番 阿部伸由 委員にお願いします。

また、議事録の記録員は、事務局 阿部係長にお願いします。

続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。調査班の班長 13 番 渡邊利雄 委員から報告してもらいます。

調査班長（渡邊利雄 委員）

はい議長。議席番号 13 番、現地調査班 渡邊です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として 3 月の農地パトロールを実施しまし

た。本日9時30分から私ほか、亀山 委員、林 推進委員、伊藤 推進委員、事務局の本間所長、阿部係長で管内を見て参りました。

五泉地区において、丸田、町屋、笹堀 等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。

続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。最初に、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい、議長。説明いたします。

今回の農地法第3条の規定による許可申請は、総数1件で、売買が1件となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととし、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

3ページをご覧ください。番号1番は、売買の案件となります。譲渡人の経営規模縮小のため、畑1筆、面積881㎡を議案書記載の金額で売買するものです。

4ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（渡邊利雄 委員）

はい議長。説明いたします。

番号1番は町屋地内の畑でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第2号 農地転用事業計画変更承認申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地転用事業計画の変更承認申請は、総数1件で、期間の変更が1件であります。

7ページをご覧ください。番号1番は砂利採取のため令和4年に一時転用許可を受けておりましたが、期間を延長するものであります。

以上、ご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第2号 農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第2号 農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第5条の規定による許可申請は、総数1件で、売買が1件であります。

19ページをご覧ください。番号1番は、丸田地内の登記地目 畑2筆、合計面積257㎡を駐車場及び資材置場とする永久転用案件で、売買となります。

今回の申請については、補足説明があります。24ページをご覧ください。今回の案件は603番と604番の2筆となっております。実は、譲受人は10数年前からこのうちの603番を、農地であることを知らず、譲受人から借りて駐車場および資材置場として使用しておりました。

今回、隣の604番も借り受けるために申請の準備をしていたところ、603番の地目も農地であることを知り、事務局に申し出たうえで一括して転用申請をするものであります。

26ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「カ-（ア）」であります。申請地は、第1種にも3種にも該当しない第2種農地と判定されます。小規模の生産性の低い農地であり、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定くださるようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (渡邊利雄 委員)

はい議長。説明いたします。

番号1番は丸田地内の転用済みの畑および休耕畑でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用

土地利用集積計画について」の、「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。
事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議長 阿部係長。

阿部係長 はい。議長説明いたします。

29 ページをご覧ください。今月は4件の申し出がありました。

番号1番のから番号4番の内容については、令和6年3月15日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号1番から番号4番は、売買の案件です。

番号1番は、合計面積1,582㎡、番号2番は、合計面積1,140㎡、番号3番は、面積680㎡、番号4番は、合計面積3,028㎡。これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

なお、番号3番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人が隣接する農地を所有しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「通常案件」についてお諮りします。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。

92ページの番号63番と番号64番は、関係委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、「通常案件」の番号 63 番と番号 64 番について事務局より説明をお願いします。
ます。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長

阿部係長 はい。議長説明いたします。

92 ページをご覧ください。番号 63 番と番号 64 番は、利用権の再設定の案件です。
番号 63 番は、合計面積 2,027 m²、番号 64 番は、合計面積 1,982 m²。これらを議案
書記載の俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3
項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 63 番と番号 64 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員
は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 63 番と番号 64 番は、原案のとおり決
定されました。関係 委員は、入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、96 ページの番号 66 番と番号 67 番は、関係 委員が関係しますので、
議事参与の制限により退室して下さい。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、「通常案件」の番号 66 番と番号 67 番について事務局より説明をお願いします。
ます。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長

阿部係長 はい。議長説明いたします。

96 ページをご覧ください。番号 66 番と番号 67 番は、利用権の再設定の案件です。
番号 66 番は、面積 3,000 m²、番号 67 番は、合計面積 12,654 m²。これらを議案書記
載の俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3
項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 66 番と番号 67 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員
は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 66 番と番号 67 番は、原案のとおり決
定されました。関係 委員は、入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、104 ページの番号 74 番は、本日の定例総会を傍聴されている農地利用
最適化推進委員である、関係 推進委員が関係します。

自由な意見交換を担保するため、関係 推進委員におかれましては、恐れ入りますが
一時退席をお願いいたします。

(関係 推進委員 退室)

議 長 それでは「通常案件」の番号 74 番について、事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい。議長説明いたします。

104 ページをご覧ください。番号 74 番は利用権の再設定の案件です。

番号 74 番は、合計面積 8,152 m²。これらを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。
「通常案件」の議案番号 74 は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号 74 番は、原案のとおり決定されました。関係 推進委員は入室してください。

(関係 推進委員 入室)

議 長 続きまして、「通常案件」の番号 63 番、番号 64 番、番号 66 番、番号 67 番、番号 74 番と、総会開会前に取下げられた番号 3 番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 今月の通常案件は、先程、ご審議いただいたものを含め、83 件、その内、賃貸借の新規は 31 件、再設定は 52 件の申し出がございました。

31 ページをご覧ください。総会開会前に取下げられた番号 3 番を除く、番号 1 番から番号 32 番は、新規の利用権設定案件です。

番号 1 番は、合計面積 337.73 m²、番号 2 番は、合計面積 2,042 m²、番号 4 番は、合計面積 39,440.34 m²、番号 5 番は、合計面積 1,829 m²、番号 6 番は、合計面積 2,916 m²、番号 7 番は、面積 840 m²、番号 8 番は、合計面積 5,286 m²、番号 9 番は、合計面積 12,225 m²、番号 10 番は、合計面積 5,004 m²、番号 11 番は、合計面積 1,460 m²、番号 12 番は、合計面積 1,438 m²、番号 13 番は、合計面積 2,042 m²、番号 14 番は、合計

面積 4,084 m²、番号 15 番は、合計面積 2,082 m²、番号 16 番は、合計面積 3,785 m²、番号 17 番は、合計面積 4,019 m²、番号 18 番は、合計面積 3,862 m²、番号 19 番は、面積 1,031 m²、番号 20 番は、合計面積 3,906 m²、番号 21 番は、面積 1,021 m²、番号 23 番は、面積 2,034 m²、番号 24 番は、合計面積 9,004 m²、番号 25 番は、合計面積 2,730 m²、番号 26 番は、合計面積 5,781 m²、番号 27 番は、合計面積 2,930 m²、番号 28 番は、合計面積 22,373 m²、番号 29 番は、合計面積 6,688 m²、番号 30 番は、合計面積 2,160 m²、番号 31 番は、合計面積 10,111 m²、番号 32 番は、合計面積 13,247 m²、それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

続きまして、64 ページをご覧ください。さきほどご審議いただいた、番号 63 番と番号 64 番、番号 66 番、番号 67 番、番号 74 番を除く、番号 33 番から番号 84 番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

加藤代理 はい。

議 長 加藤代理。

加藤代理 番号 73 番ですが、これですね、契約の内容を見ると今までは全部 10 アール当たり 1 俵とか書いてあるんですけど、ここは 60 キロと書いてあるのは理由があるんですか。

阿部係長 お答えします。103 ページの番号 73 番ですね。契約の内容で 10 アール当たり 60 キロと書いてあります。こちらは申請人の方双方で俵数ではなくキロ数で書きたいという申し出があったと聞いております。この記載自体は特に問題はないと考えております。以上です。

議 長 よろしいですか。

加藤代理 そういうのであれば、これは申請時に合わせるという訳ではないけれど、60 キロも 1 俵も同じ訳だから 1 俵と書いてもらった方が良いと思います。その辺指導してください。

議 長 事務局。

阿部係長 はい、同じだから「1 俵」で良いのではないかというご指摘であります。今後そういうことがあればそのようにアドバイスはいたしますが、本人が 60 キロと書きたいと

言われた場合は受けざるを得ないということで何卒ご容赦いただきたいと思っております。以上です。

議 長 いかがですか。

加藤代理 そのように指導いただきたくたいと思います。それにこだわるつもりではないけれど、ほかの申請と同じように書いてもらうように指導いただければいいと思います。

議 長 ほかにございませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 63 番、番号 64 番、番号 66 番、番号 67 番、番号 74 番と、総会開会前に取下げられた番号 3 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 63 番、番号 64 番、番号 66 番、番号 67 番、番号 74 番と、総会開会前に取下げられた番号 3 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「農地中間管理事業案件」についてお諮りします。

事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい。議長説明いたします。

111 ページからをご覧ください。今月は、貸付 15 件、転貸 15 件となっております。

番号 1 番から番号 15 番は、農地中間管理機構への農地貸借で、議案書記載のとおりであります。また、119 ページから始まる、番号 16 番から番号 30 番は、機構から譲受人に転貸するもので、一括してお諮りするものです。

128 ページをご覧ください。今月は、田 83,484 m²、畑 10,374 m²を機構への貸借並びに譲受人へ転貸します。これらの計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 5 項による農地中間管理権を設定するものであり、同法第 8 条第 3 項の事業規定に含まれるものであります。事務規定の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第5号 事務局職員の任免について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

局 長 はい議長。

議 長 山口局長。

局 長 それでは机上配布いたしました資料をご覧くださいと思います。「事務局職員の任免について」です。

令和6年4月1日付けの人事異動の内示でございます。内示のあった者ですが、私、局長の山口が役職定年となりまして代わりに環境保全課の松尾課長が転入となります。渡辺主査が都市整備課に転出をいたしまして、代わりに以前に農業委員会事務局にいたことがございます地域振興課の藤田主査が転入となります。

村松事務所になりますが、伊藤主査が総務課に転出いたしまして、代わりに私、山口が定年延長で配置されるというものでございます。以上であります。

議 長 それでは、質疑を行いますので、事務局職員は退室して下さい。

(事務局職員 退室)

議 長 事務局職員の任免について私から説明申し上げます。

(会長から市長協議の内容等を含めて情報提供)
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「議第5号 事務局職員の任免について」承認される方は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第5号 事務局職員の任免について」は、原案のとおり決定されました。事務局職員は入室して下さい。

(事務局職員 入室)

議 長 続きまして、「報告第1号 五泉市遊休農地対策補助金の結果報告について」事務局より説明をお願いします。

本間所長 はい、議長。

議 長 本間所長。

本間所長 はい、議長。説明いたします。

議案書135ページからご覧ください。

五泉市遊休農地対策補助金の結果報告について、表にまとめております。令和5年度は、耕起に対する補助額は10aあたり3,000円で、1件、対象面積2,185㎡に対し、交付金額が6,555円となりました。また、耕起・作付けまでの補助額は10aあたり5,000円で、1件、対象面積870㎡に対し、交付金額が4,350円となりました。

合わせますと、2件、対象面積3,055㎡、10,905円の交付となりました。
以上報告いたします。

議 長 ただいまの説明につきましてご質問はございませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告事項を終了いたします。

以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。これをもちまして、令和6年第3回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時55分 閉会)